

令和4年12月20日開会  
令和4年12月20日閉会

第767回湯川村農業委員会  
定例総会会議録

湯川村農業委員会

## 第 7 6 7 回湯川村農業委員会会議録

第 7 6 7 回湯川村農業委員会定例総会を令和 4 年 1 2 月 2 0 日湯川村役場会議室に召集した。

### 1. 出席農業委員（7人）・出席推進委員（6人）

1 番	鈴木光雄	2 番	小沼幸子
4 番	星正大	5 番	鴻巣重人
6 番	佐藤敬一	7 番	兼子房男
8 番	津村榮喜	9 番	渡部正美
10 番	兼子力	11 番	佐藤孝志
12 番	山口栄子	13 番	武藤喜久子
15 番	大場忠重		

### 2. 欠席農業委員（1人）・欠席推進委員（1人）

3 番	齋藤真助	14 番	中島和裕
-----	------	------	------

### 3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員 坂内真隆 石田弘恵

### 4. 本日の会議の案件

- 議案第 2 1 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
- 議案第 2 2 号 農用地利用配分計画（案）の検討について
- 議案第 2 3 号 「湯川農業振興地域整備計画の変更案」の検討について

### 5. 会議の概要

（午前 9 時開会）

議長 皆さん、おはようございます。一昨日の大雪で、足元の悪い中お集まりいただきましてありがとうございます。大きな被害はないようですが、落雪により下の物が壊れた等の被害はあったようです。今年は、米価の低迷や資材高騰等で本当に大変な年でありました。この状況が来年に引き継がないように祈っているところです。

本日の出席状況でございますが、農業委員については、3 番委員から欠席の報告を受けております。農地利用最適化推進委員については、14 番委員から欠席の報告を受けております。農業委員 8 名中 7 名出席しておりますので本日の会議は成立しております。只今より第 767 回湯川村農業委員会定例総会を開会

いたします。

議長 日程第1、会期の決定についてをお諮りいたします。

2番委員 会期は本日一日限りとしたいと思えます。

議長 只今2番委員から「会期を本日1日限りとする。」提案がありました。ご異議  
ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認め、会期を本日一日限りといたします。

議長 日程第2、会議録署名人の決定についてをお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議長 議長一任ということですので、私の方から指名させていただきます。本日の会  
議録署名人に7番委員と8番委員の両名をお願いいたします。

議長 日程第3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議長 これで会務の報告を終わります。

議長 日程第4、議案第21号、農用地利用集積計画の決定(利用権設定)について、  
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 それでは、2ページをお開きください。議案第21号、農用地利用集積計画の  
決定について(利用権設定)を議案書2ページにより朗読。今回の案件は、新  
規が7件、再設定が2件であります。3ページから11ページまで内容を朗読。  
最後に農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考え  
る旨を述べた。

議長 議案第21号整理番号8番につきましては、13番委員のご家族が借受人となっ  
ている事案でありますので、先行して審議・採決を行いたいと思えますが、ご  
異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。13番委員は、退席をお願いします。

議長 これより整理番号8番に対しまして担当委員から補足説明があればお願いい  
たします。

議長 これより整理番号8番に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

議長 質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思えます。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 質疑を打ち切ります。意見はございませんか。

(意見なし、の声)

議長 これより議案第21号、整理番号8番の農用地利用集積計画の決定について(利  
用権設定)を採決いたします。

議長 議案第21号、整理番号8番の農用地利用集積計画の決定について(利用権設

定)を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。  
挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 14 番委員の入室を許可します。

議 長 続きまして、議案第 21 号整理番号 8 番以外の案件に対しまして担当委員から  
補足説明があればお願いいたします。

議 長 これより議案第 21 号整理番号 8 番以外に対する質疑に入ります。質疑ござい  
ませんか。

議 長 質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。意見はございませんか。

(意見なし、の声)

10 番委員 議案第 21 号整理番号 8 番以外の農用地利用集積計画の決定について意見を述  
べます。いずれも事実と相違なく、湯川村農業経営基盤強化促進事業実施方針  
に合致しているので、原案のとおり決定したいと思います。

議 長 これより議案第 21 号整理番号 8 番以外の農用地利用集積計画の決定について  
(利用権設定)を採決いたします。

議 長 議案第 21 号整理番号 8 番以外の農用地利用集積計画の決定について (利用権  
設定)を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。  
挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 日程第 4、議案第 22 号、農用地利用配分計画案の検討についてを議題といた  
します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 農用地配分計画案を朗読。湯川村長からの意見を求める旨の照会の文書の写し  
を添付してございます。今回の案件につきましては、再配分でございます。再配分  
の整理番号 1 番、2 番については、■■■■集落の■■■■さんが、借り受けた農地  
でございます。今回■■■■さんから、高齢になったので規模縮小したいので  
解約したい旨の相談がありましたので、再配分に至りました。再配分の内容を  
議案書 15 ページにより説明した。

整理番号 1 番については、土地所有者■■■■さんの土地を公社から借り受け  
ている方がお二人いらっしゃいますが、お 1 人は規模縮小されておりましたの  
で、もうお 1 人の方であります、■■■■に配分するものです。  
整理番号 2 番につきましては、エントリーをしていて隣接農地を耕作されてい  
る方に借り受けについて確認をしましたが、隣接農地の耕作者から借り受けな  
いとの回答がありましたので、お近くを耕作されており認定農業者でエントリー  
をされている方、■■■■集落の■■■■さんに確認して了承をいただきましたので配分する  
ものです。借受人 ■■■■と■■■■さんの農  
業経営の状況は、下に記載あるとおりでございます。再配分は、適当と考えま  
す。説明は以上です。

議 長 これより、本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(ありません、の声)

議 長 質疑がなければ、質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。本案に対する質疑を打ち切ります。

議 長 これより、議案第 22 号、農用地利用配分計画案の検討についてを採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第 22 号、農用地利用配分計画案の検討についてを採決いたします。

議 長 本案に対して、「異存ない旨」の意見を付すことに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は、「異存ない旨」の意見を付すことに決定いたしました。

議 長 日程第 4、議案第 23 号「湯川農業振興地域整備計画の変更案」の検討についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 23 号、「湯川農業振興地域整備計画の変更案」の検討についてを議案書 16 ページにより朗読。令和 4 年 12 月 1 日付けで湯川村長から農業振興地域整備計画の変更案について意見を求める旨の文書が提出されました。

農業振興地域整備計画の変更内容であります。編入・除外・用途区分の別については、編入であります。変更後の用途については、農地と農業用施設用地であります。件数は 3 筆、面積が合計で [ ] m<sup>2</sup>です。農用地へ編入しようとする箇所については、大字 [ ]、他 2 筆ございます。場所につきましては、22、23 ページに位置図、24 ページに現況図を添付してございます。赤色で塗られている所が農用地に編入しようとする場所でございます。

25 ページをお開きください。こちらは、農用地利用変更申出書でありまして、事業計画者でありました [ ] の [ ] と土地所有者の [ ] 集落の [ ] さんから申し出がありました。内容について説明いたします。議案書 25 ページの内容を朗読。

この農地については、内容にもあったように [ ] の事業が白紙撤回になった事に伴い、昨年農振除外した場所を農振農用地に戻すべきとのことで今回申し出に至ったものですので、変更内容は、変更して差しつかえないものと考えます。説明は以上です。

議 長 これより、本案に対して質疑に入ります。質疑ございませんか。

5 番委員 議案書 19 ページの 2 変更理由は、 [ ] の変更理由ではないのでしょうか。事務局 記載の仕方についてのご質問ですが、19 ページの 2 変更理由は、今回の変更理由の記載ではなく、元々の湯川農業農振地域整備計画の内容を記載するようになっているようです。

5 番委員 22 ページの土地利用計画図については 10 年ごとの大きな計画の図を添付しているのか。

事務局 土地利用計画図は、一度除外して農用地外の農地、赤色になったところをまた農用地の黄色と農業用施設用地の緑色に戻すものです。

5 番委員 つまり、同じ事案があがって来たらゼロスタートということですね。

事務局 そのとおりです。

事務局長 また新たに農振除外の申請があったら、協議して頂いて除外することになります。ゼロに戻るといことです。

5 番委員 了解いたしました。

15 番委員 変更理由は分かったのですが、現況地目が田になっているが、盛土されており田とは見えない。また 25 ページの申出書の現況は非耕作地となっており何が正しいのか確認したい。

事務局 書類の記載の仕方についての質問ですが、昨年農振除外を行った時の記載と同じになっているようですが、記載の仕方があると思いますので担当係に繋いでおきます。

事務局長 県との事前協議で、指摘されておりませんしご理解願います。

15 番委員 現況田はおかしいのではないか。

事務局長 田を宅地に出来るかどうかを含めて確認いたします。

7 番委員 確認ですが、昨年農振除外をやったわけですが、その後、県に開発許可申請をしたわけですね。

事務局 開発許可及び農地転用の許可申請は出されておられません。この開発に係る手続きは、農振除外、農地転用、開発許可の 3 つの縛りがありまして、初めに農振除外を行うことになり、昨年農振除外になったわけです。農振除外になったので、農地転用及び開発許可の申請に至るわけですが、その途中の協議している段階で、事業者の理由により白紙撤回することになったわけです。もちろん農振除外の申請はあったので、農業委員会に意見を求める旨がありその後、県の同意もあり農振除外になったわけです。農地転用及び開発許可申請の提出には至っておりません。

事務局長 農振除外の申請があり除外した後に農地転用の申請をする前に断念したということですか。

8 番委員 前回の農業委員会の案件に、予定で提出したのでしょうか。

事務局 前回の農業委員会の案件は、農振除外の申請があり村より農業委員会に意見を求める旨の依頼があり案件にかかったものであります。農振除外の後に、農地転用の申請になるわけですが、その前に開発を断念したわけです。

8 番委員 わかりました。

議長 他に質疑ございませんか。

(ありません、の声)

議長 質疑がなければ、質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

質疑を打ち切ります。これより本案に対する意見をお聞きいたします。

議 長

意見なしと認めます。

議 長

これより、議案第 23 号「湯川農業振興地域整備計画の変更案の検討について」を裁決したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長

ご異議なしと認めます。これより議案第 23 号「湯川農業振興地域整備計画の変更案の検討について」を裁決いたします。

議 長

当委員会では「湯川農業振興地域整備計画の変更案」に対して、異存がない旨の意見を付すことに賛成の農業委員の挙手をお願いします。挙手全員です。よって本案は、異存がない旨の意見を付すことに決定いたしました。

議 長

本日の議題はすべて終了いたしましたので、第 767 回湯川村農業委員会定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第 2 1 号 原案のとおり決定

議案第 2 2 号 「異存ない」旨の意見を付すことに決定

議案第 2 3 号 「異存ない」旨の意見を付すことに決定

議 長

全議事の終了を告げ、令和 4 年 1 2 月 2 0 日午前 1 0 時 2 分閉会を宣言した。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 5 年 1 月 1 8 日

湯川村農業委員会

会 長

7 番 委 員

8 番 委 員